中部横断自動車道（長坂～八千穂間）道路事業範囲に係る地区説明会会議録

（長坂会場）

１　会議名

中部横断自動車道（長坂～八千穂間）道路事業範囲に係る地区説明会

（長坂会場）

２　開催日時

令和 6 年 9 月 13 日（金）午後 7 時 30 分～午後 9 時 19 分

３　開催場所

長坂総合支所　大会議室（2Ｆ）

４　参加者等（敬称略）

参加者　33 名

説明者等

［甲府河川国道事務所］

横山保全対策官、中村建設監督官

［山梨県］

高速道路推進課　　佐藤課長補佐、山口課長補佐、石部副主幹

都市計画課　　上野企画監、直井課長補佐、大関副主幹

［北杜市］

齊藤建設部長、向井道路河川課長

５　説明内容

○　説明会の趣旨について

１　事業の概要について

２　ルートについて

３　道路構造について

４　手続きの流れについて

５　用地補償について

６　その他

６　会議内容等

【注意事項・説明者の紹介】　北杜市

まずは説明会に入る前に注意事項の説明をさせていただきます。

受付時にお配りしました本日の次第の下段にも記載してありますので、併せてご覧ください。

１番としまして、会場内における注意事項を場内に掲示してありますのでご確認ください。

２　今回の開催趣旨に合わないご意見の場合には、対応できない場合もございます。

３　同じ方へ発言が集中しないよう対応させていただく場合もございます。

４　円滑な進行のため、司会者へのご協力をお願いします。

５　説明会の撮影・録音・発信等、個人情報の観点から、個人が特定されるような行為については、禁止とさせていただきます。

また主催者が本説明会の記録のため、録音や状況写真を撮影いたしますが、ご了承ください。

続きまして本日の説明者の紹介をさせていただきます。

まず北杜市からお願いします。

建設部長の齊藤乙巳士です。どうぞよろしくお願いいたします。

同じく北杜市道路河川課長の向井克昌です。よろしくお願いします。

次に山梨県お願いいたします。

皆さんこんばんは、山梨県高速道路推進課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆さんこんばんは、山梨県都市計画課の上野と申します。よろしくお願いします。

次に甲府河川国道事務所からであります。

こんばんは、甲府河川国道事務所調査課の横山と言います。よろしくお願いします。

では、次第に沿って説明会をさせていただきます。進行は北杜市で行います。よろしくお願いします。

○【説明会の趣旨について】北杜市

はい、改めましてこんばんは。本日地区説明会を開催したところ、このように大勢の方にご参加いただき、誠に感謝を申し上げます。また区長さん、班長さんにおかれましては地区の回覧等にご協力いただきまして、重ねて感謝を申し上げます。

本日の進行を務めさせていただきます建設部長の齊藤です。よろしくお願いをいたします。

説明会は、概ね 9 時を目途に進めさせていただきます。

それでは、これより中部横断自動車道長坂八千穂間道路事業範囲に係る地区説明会を、次第により始めさせていただきます。座って説明させていただきます。

先に、説明会の趣旨についてでございます。北杜市の姿勢について、少しお話しさせていただきたいと思います。

中部横断自動車道の静岡山梨区間、いわゆる南部区間ですが、開通は、令和 3 年の 8 月にいたしました。他県との取引企業数や峡南地区への来訪者数など大幅に増加するなど、地域産業や観光分野が大きく活性化しているところでございます。

長坂八千穂間の開通は、北杜市の今後の発展に大きくの寄与するものと考えており、総合計画やまちづくりビジョンにも中部横断自動車道の開通を見据えたまちづくりの取り組みにも示しているところでございます。

これまでの住民説明会や説明コーナーについても少しお話をさせてください。

山梨県で、昨年 10 月に、甲斐市、韮崎市で各 1 回、北杜市でも 2 回、中部横断自動車の長坂八千穂区間の都市計画原案の住民説明会を開催いたしました。延べ 900 人の方が参加し、市内では 790 人の方が参加いただいております。

本年 1 月に、高根、大泉で説明コーナーを 4 回開催いたしました。
このときには、延べ 463 人の方が来場をされております。パネルによる情報提供や会

場内に配置した説明員による質問への対応を行っております。

しかしながら、詳細ルートが示された以降も不安を抱えている方々から意見や問い合わせをいただいています。

本日は、不特定多数の方々への対象の説明会は、10 月の住民説明会や説明コーナーで実施をしておりますので、今回の説明会は、現時点で、道路事業範囲に関わる地区の方々に集まっていただき、この事業への理解を深めていただき、少しでも不安解消につながれば、ということで、説明会を市で開催するものでございます。

前回の説明会の後で、期間を経過がしております。改めて、事業の概要の説明をさせていただき、加えて問い合わせが多かった、ルート、構造、手続き、用地の補償の流れについて、説明をするものでございます。

なお、質疑応答につきましては、テーマごとに伺いますけれども都市計画原案に関わる説明になりますので、原案以外の質問には対応できない場合もございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

時間が限られておりますので円滑な進行にご協力の方よろしくお願いいたします。

それでは説明に入らせていただきます。

まず、1 の事業の概要について山梨県から説明をお願いいたします。

１、【事業の概要について】山梨県

それでは説明会の資料から説明させていただきます。

受付のときにお配りさせていただいております A4 横の説明会という資料をご覧になっていただきたいと思います。

また手前の方にはその説明会の資料をプロジェクターで表示しておりますので、今見ているページをちょっと確認する意味では、前の方もご覧になっていただいて、直接はお手元の資料をご覧になっていただければと思います。

それでは表紙をめくっていただきまして、まず 1 ページ目右下にページ番号が振ってありますけども 1 ページ目をご覧ください。

まず事業の概要でございます。中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に山梨県甲斐市を経由して長野県小諸市に至る高速自動車国道でございます。このうち、長野県の八千穂高原 IC から佐久小諸 JCT 間は、平成 30 年 4 月までに、また静岡県から山梨県区間である新清水 JCT から双葉 JCT 間は令和 3 年 8 月までに開通しています。仮称長坂 JCT から八千穂高原 IC 間の約 40 キロが、唯一の未整備区間となっております。

続きましてめくっていただきまして、2 ページをお願いいたします。
ここでは都市計画原案となります、そのための確認をしておりますが、その内容についてご説明させていただきます。

中部横断自動車道は円滑な都市活動を支え、生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設であることから、都市計画決定を行うものでございます。都市計画決定に向けました、素案となるルートにつきまして、事業予定者であります国土交通省により検討が行われまして、昨年 7 月に山梨県へルート案が示されたたところでございます。

県では、この示されましたルート案を受けまして、まず山梨県の総合計画、また、山梨県の将来像を示しました山梨県都市計画マスタープランといった上位計画との整合性を確認しております。

また道路構造令、どのように道路をつくるかといった基準を示したものなのですが、そういったものに合致した内容であるか、それによりまして安全性や走行性、こういったものが確保されているものかという確認を行ったところでございます。

またルート案におきましては、技術的、また社会的に大きな制約となります配慮ポイント（コントロールポイントと呼ぶのですが)、こちらを極力避けたものであり、また、北杜市でまとめておりますまちづくりビジョン、こちらの方には、市がまとめました配慮されるべきという事項が定められております。そういったものを極力避ける中で、ルートが作成されているかといったものを確認しております。

その結果、国から示されましたルート案を私ども山梨県では都市計画決定するということにいたしまして、まずは都市計画原案としてまとめさせていただきまして、先ほど来ご紹介のありました昨年の 10 月に都市計画の原案の説明会ということで、多数

の方に足を運んでいただいたところでございます。

次に 3 ページをお願いいたします。

こちらでは、先ほどお話させていただきました配慮ポイント、コントロールポイントがどのようにあるのか、そういったものをどのように確認したかということでお示しした図面でございます。

こちら事業予定者であります国土交通省が検討し作成したルート案から、都市計画原案に向け策定した内容でございます。

まず（仮称）長坂 JCT から（仮称）の高根 IC 間の範囲がこの 3 ページにお示しさせてもらってあります。

ルートにおきましては、国が手続きを進めました計画段階評価により決定されました 1㎞ルート帯の幅の中で JCT の位置を中央自動車道の長坂 IC との離隔、離れの距離、また縦断勾配、高さを考慮する中で決定しております。また、道路設計における、先ほど話しをさせていただきましたが、道路構造令等を確認する中で決定しております。

このルートにおきましては、公共施設や家屋、また集落、また工場や史跡、文化財といったコントロールポイントや、先ほど紹介させていただきました北杜市まちづくりビジョン、こちらで配慮が必要とされている地域資源への影響を考慮したものとなっております。

まちづくりビジョンにおきましては、観光拠点にアクセスしやすい IC の配置、また、国道 141 号など幹線道路への接続といったものも配慮にあげられております。

そういった中で、考慮する中で、国道 141 号に接続するには、（仮称）高根 IC が計画されているものでございます。

この図面では、右側の方に国道 141 号と書いてある紫路線があるのですが、こちらの真ん中あたり高根 IC（仮称）と表記してあるのですが、その部分に IC を計画しているところございます。

次に 4 ページをお願いいたします。

こちらは、（仮称）高根 IC から長野の県境までの部分でございます。

こちらも同じように 1㎞ルート帯の中でルールを決定しておるところでございます。

また、こちらでは公共施設、家屋、さらに東京電力の発電所といったようなものがございます。また大門ダムもございます。こういったものを配慮する中でルートを決定しております。

また、北杜市まちづくりビジョンに配慮するのも当然でございまして、こちらにも配慮する中で、地域資源への影響を配慮したものとなっております。

また、この部分におきましては、観光拠点へのアクセスや市内幹線道路への接続といったものもまちづくりビジョンで示されておりまして、141 号へ接続しまして丘の公園や清里駅、清泉寮といった観光拠点へのアクセスしやすい位置ということで（仮称）清里 IC がこの位置に計画されているものでございます。またこの部分標高も高いものでございますので、異常気象時や冬季の気象条件を考慮した道路の構造となっております。

以上で事業の概要の説明を終わらせていただきます。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。事業の概要についての説明でした。

次に、2 のルートについて、甲府河川国道事務所より説明をお願いをいたします。

２、【ルートについて】甲府河川国道事務所

5 ページの方、説明いたします。

ルートについてですが、先ほど県から説明がありました 1㎞ ルート帯の中で検討しております。

ルートについては、道路構造令の基準により検討していますが、高速自動車国道、道路区分といいますが、第 1 種 3 級、設計速度 80㎞／h。それにより縦断勾配 4%以下、最小曲線半径、カーブの部分をいいますが、その半径が 400 以上、R400 以上、そういった基準がございます。

基準だけではなくて基準の他、走行性、安全性の観点より、曲線や平面、それと当

然高低差がございますので、平面と縦断線形の組み合わせ、運転者が危険を察知し停止するまでの視距と言いますが、そういったものに考慮しております。

起点となるJCTの位置について説明しますが、すみません、3ページの方ご覧ください。

JCTの位置については、南側に中央道の長坂ICがございます。まず長坂ICとの離隔、これについては分合流、ランプから入ってくる車、本線を走る車、分合流に必要な離隔360m以上の確保が必要となります。

それと接続する中央道の特性や勾配がございます。

縦断勾配3%以下、かつ曲線につきましては、最小曲線半径が1,100以上の位置で接続するということから、現在の位置で検討しております。

なお接続につきましては、中央道のNEXCOで管理しておりますが、NEXCOの基準で検討しております。

ルートは、道路構造、先ほど説明した道路構造、安全性、走行性の他、先ほども話しが出ておりますが、コントロールポイント、工場や公共施設、住宅地、集落、文化財、寺院などコントロールポイント、そういった、市の方でも中部横断自動車道を見据えたまちづくりビジョン、そういったところで示された地域資源を極力配慮するように、検討を進めております。

その他に、現地調査を行っております。猛禽類であったり動植物、そういった希少種もございますので、それらについても配慮し、総合的な判断よりルートを設定しております。

具体的には、すいません、もう一度3ページの方お願いします。

先ほど言ったとおりJCTの位置が起点となっております。

中央道から分岐後、そこには料金所が、中央道の料金所ができますが、そこを越えてからジェイテクトエレクトロニクス、ため池などの北側を通りつつ、南新居そういった集落、大泉浄化センターへの影響を極力配慮し、さらに西井出、村山西割、村山北割の集落、甲ツ原遺跡もございますので、そういったものを極力回避し東の方に向かっております。

さらに東には、図面で示しますが、高根IC、これ（仮称）でございますが、その位

置がございます。
これにつきましては、東の方に津金発電所そういったものもございます。
それと高圧線がございますので、津金発電所の回避、それと高圧線との交差、これは交差点に離隔をとらなければいけないとか、いろいろ制約がございますので、そういったことに配慮しております。
そういったことで国道141号に、141号へのアクセスに配慮した位置を設定しております。

このICの区間、これに向けて、先ほど言った部分から接続をしなければいけないのですが、ICにつきましては、先ほど、中央道側の話しでお話ししましたが、分合流ということで曲線を緩くしなければいけない、具体的には曲線半径1,100以上、そういったところを確保しなければいけないことがございます。

そういった部分に配慮し、西側から規定を満足するように村山北割の集落であったりとか、相川プレス工業、ポリテックスなど、そういったものもございますので、そういったところを極力回避し、IC区間への接続というところでなっております。

次のページをお願いします。

高根ICから東につきましては、津金発電所を回避、先ほど言ったとおり高圧線との交差、それらに配慮しました。

上津金から浅川、ちょうど緑色になっているところ、そこの部分はコントロールポイントになっているわけではないのですが、この部分急峻な地形というところで、ルートを、線の部分になりますが、そういったルートを引くことにより、道路縦断勾配4%確保するというところになっています。
その場合に、森の幼稚園のところであったりとか、海岸寺、東電、東京電力取水所、それらを回避しながら浅川の方に向かっていくようなことになっております。

さらに東、正確には東になると思います、すみません、清里IC、ここでの国道141号への接続があります。

国道141号も勾配自体が厳しい状況になっております。丘の上公園入口、ここ交差点なので勾配自体が緩くなっております。そういったことで、その位置で接続することを考えております。先ほど同じように浅川から清里IC、そこに向けて141号と並行

し、東念場の牧場であったりとか、別荘地それらを極力回避しつつ、清里南部クリーンセンターを回避し、IC へ接続をしています。

さらに清里 IC から県境に向けて、牧場、別荘地に極力配慮した線形に決めていますが、東念場の地形が高いところもありまして、切土やトンネルというところの構造を想定しています。

ルートについては、以上となります。

【質疑応答】

（司会）北杜市

ルートについての説明が終わりました。

ここで質疑応答となります。ご質問のある方は、挙手にてお願いをいたします。

恐れ入りますが地区名のみで結構ですので教えていただきまして、質問をお願いをしたいと思います。

質問のある方は、挙手にてお願いいたします。

（質問）参加者

まずは、どうもお疲れ様です。今回から北杜市が中心になってするということなのでしょうか。今までは、北杜市はタッチしていなかった。これからは北杜市が中心で全体をまとめるという方向転換をしたわけですか。

（回答）北杜市

お答えします。今回の説明会は、冒頭にもちょっとお話しさせていただきましたけれども、今まで、住民説明会、第 1 回の住民説明会、説明コーナーを県で行いました。

市や、県、国へ、住民の方から色々なご質問等、ご意見等をいただいており、市としましても、今回地域を限定しまして、回覧にもありますとおり、長坂、大泉、高根というような形で、地区を限定するような形ですけれども説明会を行っているということです。今回の 3 回目につきましては、市が主催となっているということでござい

ます。

（質問）参加者

これからは、色々な提案などは、市が窓口になるということですか。

（司会・回答）北杜市

いや、そういうことではないです。今回の説明会については、説明を市がお願いをして開催しているということですので、事業そのものについては、都市計画原案は山梨県ですし、事業予定者については、国がやっています。

申し訳ない、ちょっと今ルートのことについて質問を受けておりますので、よろしいですか。

（質問）参加者

いや、ルートではなくて、進め方がね…。

（司会）北杜市

それについては、その他でお伺いしますので。

他にルートに関してご質問をいただいております。

（質問）参加者

私くしは高根なのですが、ちょっと、16 日に高根の方では説明会があるという案内があったのですが、都合で今日、こちらに来させていただきます。

まず、ルートの話し、その他色々本当はあるのですが、まずルートの話しからしますが、私の住んでいるところは、3 ページのちょうど中ほど、相川プレス工業というところから安都玉簡易郵便局、この中間になります。私の家の裏を中部横断道が通る状況になっています。

初めに言っておきますが、私くしは、北杜市の発展ためには、一日も早くとも中部横断道を開通していただきたいということを願う一人でございます、ということを初

めに言っておきます。

その上で、以前高根のやまびこホールで行われた説明会で、私も一言申したのですが、同じことになりますが、繰り返してお願いします。

当地区での、当地区の私、字でいうと上の原行政区というところなります。約25戸くらいの集落です。

この集落は、高根の中では、富士山が良く見える、ということで、ビュースポットに選定されている場所でもあります。そのようなこともあって、ここ数年で当地区に移住されて来た方が、約10世帯ほどあります。

その方たちは、土地を買って新築をした状況になります。

それで、今回のルートができますと、新築間もない8世帯が、立ち退き対象となります。さらに、10世帯以上が、目の前に盛土、さらには、多分もう一段作るのではないかと思いますが、そうすると10mを超える高さになります。富士山は見えません。景観が一転します。

それで私が以前お願いしたのは、相川プレスさんの裏をとばして、その東側の山林があるわけですが、そこを北上してつなげるルートを是非お願いしたい、これは、1km帯が出たときに、私も地区の役やっていたものですから、中部横断道に関わるワークショップということで、計5､6回あったと思いますが、毎回出席してそこでお願いした経緯があります。

ですが、今回のルートは全くそれが無視されたようなルートです。非常に影響の多いルートでございます。

私くしが提案したルートでは、立ち退きとか景観に関わる補償問題とかは、全てクリアになります。用地買収もスムーズに行くのではないかと思われます。

さらに、1km帯で、今日も出ました1km帯の中で処理できる話しです。ルートを大きく外れる話しではないです。

以前いただいた資料の中には、これは決定でなくて、詳細設計の中で変更もありうる、謳ってございますので、是非、もう一度真剣に捉えることを検討していただきたい。

国交省を含めて、ここにおられる道路行政に関わる方、その人に問いたい、自分の

目の前に10m を超える盛土が出来たら、あなたたち、どうしますか。
そのことを真剣に考えてください。以上です。

（司会・回答）北杜市
　ありがとうございました。ルート変更に関わることと思いますので、…ご意見としてのお伺いとさせていただきます。
　他にルートでございますか。

（質問）参加者
　座って失礼いたします。
　今ルートに関するとても深刻な話しが現地の皆さんの、深刻な意見が出て、ご指摘があって、重要なことが指摘され、それこそご意見として伺うというレベルのものではなかった、というふうに私くしは聞いております。
私も近くに、今お話しされた近くのところに住んでおりますので、よくこの地区のことは存じております。
　それで、先ほどから国交省が、配慮ポイントについて、このルートが、原案が作成されたときの配慮ポイントについて説明をしておりますが、この配慮ポイントに、家屋、既存集落等が入っていますよね。
その点において大泉、西井出でもそういうことがありましたが、この高根町の今のお話しのところも、既存集落なんです。集落のつながりのところの人たちなんです。
私はよく知っています。そこがどうして配慮ポイントから抜け落ちたのか、ということをずっと不思議に思っておりました。
　その辺については、配慮ポイントの説明を何度もしゃべるのですが、国交省も、原案を説明した国交省も、それから次に山梨県も、現地の実情をしっかりと把握をしてない結果がゆえに、集落、そういった集団集落の延長線にあるこの地域を、大泉のところもそうです。全部、直撃させるようなルートに、結果的に持って行ったのですよね。
　その辺において、配慮ポイントというのはどういうふうな考え方で、現地に何度ぐ

らい足を運んでやったのか、私たち自身も近くにおりますので、とても現実の実態をよくご覧になってないなと、これは国交省、原案を作った基本になる図を、県に送った国交省、それから山梨県、これ検討しましたか。点検しましたか。長野県はこれ点検しているのですよ。国交省から送られた都市計画原案。

でも山梨県からの報告では、検討した経緯はあまり報告されていない。現地に出向いてどれだけ点検したのか、この配慮ポイントの視点の不適格性、そこで全部取りこぼされたところが、今のお話しなのです。

私たちの地域もとても色々な影響を受けています。そのことについて、具体的に、詳しく、国交省のみならず、山梨県も、ご説明願いたいと思います。

とても深刻な事態になっていますから。

どうぞ、ご説明ください。

高根町です。高根町の（氏名）です。今の方の近隣におります。

（司会）北杜市

ルートの配慮ポイントについての質問かと思います。

（回答）甲府河川国道事務所

まず、国交省、ルートの基となっている、私たちが検討しました配慮ポイントについてお話しをします。

集落については、全て家屋を示したものではなく、世帯が多く集まる場所を目安としてお示しているものでございます。

ただ、極力配慮するようなことを、それと、道路構造、安全性、走行性であったりとか、その他の配慮ポイントとか、そういった総合的な判断として、ルートの方はお示ししております。

（司会）北杜市

他に、ご質問は…。

（質問）参加者

山梨県。

（司会）北杜市

すいません。

（回答）山梨県

国交省さんから素案をいただきまして検討した山梨県でございます。

まず、既存集落というものに関しましては、独立して一体的な日常生活を構成していると認められ、かつ相当数の建築物が連坦している集落と考えています。

先ほど国交省さんもおっしゃっていたとおり、この図面におきまして集落、既存集落という色を塗らせていただいているのですが、何戸以上といったような数値的に表したものではございません。

そういったところで全てのルートが家屋を避けることが、正直できてないところがございます。

そういったところで我々先ほどご質問がありました現場に何回足を運んだのかというところで、申し訳ありません、回数は数えておりません。ですが、私ども現地も国交省さんから図面をいただきまして、どのようなルートになっているかといったところで、現地の方も確認させていただいているところでございます。

以上です。

（司会）北杜市

ありがとうございました。配慮ポイントについてでした。

（質問）参加者

質問です。すみません、高根町村山西割で二拠点生活をしております（氏名）です。

今のところ、来てまだ浅いものですから、どの辺がどういうようなことになってい

るのか、説明がちょっとわからなくて、それでルートの変更、なんか提案がされているのだけれど、それが、…（注）だけど経緯がこうなっているけれどとおっしゃっているのですけれど、万が一そこが相川プレス、どこですか、安都玉…ていうか何ですか、そういうような形になるとすると、私はじつはミツバチの森のちょっと…ちょっとだけ上にいるのです。そうするとその変更によって私も関係してくるのかなみたいな感じで、ちょっと不安になっているんです。だからなにかよくわからないままに、話しが進められているようで、とても不安ですけれど。

（司会・回答）北杜市

ありがとうございました。ルートの全体についてのご質問だと思われます。

説明会で、まだ、こちらに来て浅いというようなことだと思いますけれども、なかなか説明の、回数もちょっと少なかったというようなところで、こちらの事業者も、説明の機会が少なかったので、なかなかそういったことが伝わっていないのではないかと思いますけれども、詳細なルートにつきましては、各支所、あるいは本庁にも、細かく示した地図、図面等もございますので、今日お配りしたものについては、かなり縮小版ですけれども、大きく 7、8 枚ぐらいに渡って、示された図面もありますので、支所、あるいは本庁へ寄っていただいて、そういった情報をほしいと言っていただければ、お渡しすることもできますので、情報はそうして提供をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

（質問）参加者

それでは、ちょっとね、高根支所へ行ったら、じゃあ家（うち）が入っていたとなってしまうと、今、この場で、こういう形になってしまって、で、それなのに、高根支所へ行ってくださいと言われて、個人的に行ったときに、私のところが当たっちゃいましたという感じのときに、私は個人でなにかしなければいけないのですか。
そこがすごく、私は、なにか、上の方から決められたから、だからそのとおりにしな

※（注）録音不明瞭により、聞き取りが出来ませんでした。

ければいけないのという感じになって、私もここに来て 6 年ぐらい経つのですよ。

前に、書類を出す時に、その辺の説明全然なかったのですよ。後になってえっ？ていうという感じになって、それは突然来るあなたが悪いのではないかと言われても、困るのですけれど、その辺のことが高根支所へ行って、説明、ちょっと見てくださいと言われちゃったんですね。困っちゃうんですけれど。

（司会・回答）北杜市

どうも申し訳ありません。こちらからの情報の不足だと思いますので、図面も、こちらで用意がございますので、お知りになりたいということであれば、帰りに、お渡しすることができますので、よろしくお願いをいたします。

他にルートについて、ご質問のある方、よろしいですか。

それでは、次の説明に移らせていただきます。

3 の道路構造について、甲府河川国道事務所から説明をいただきます。

よろしくお願いいたします。

３、【道路構造について】甲府河川国道事務所

すみません、ページは 6 ページになります。

道路構造の考え方ということで、記載をさせていただいております。道路の構造につきましては、盛土であったり切土であったりという土工構造を基本として考えております。

道路、河川などが交差する場合、連続する場合など、そういった場合には橋梁構造、あと道路縦断の関係より山などを除去することが想定される場合は、切土やトンネル構造というような考えでございます。

道路構造につきましては、今、都市計画原案ということで、盛土であったり、切土であったりとか、図面上で示されておりますが、都市計画、環境影響評価の手続きを踏まえ、事業実施段階において詳細な測量、地質調査、そういった必要な調査を行っ

た上で、詳細設計を行って、当然高速道路の関係、河川協議の関係等ございます。安全及び各協議もございます。そういった関係機関との協議の上決定するということで考えおります。
今、原案上で切土であったりとか、盛土であったりとか、お示していますが、参考としてお示しさせていただいております。
7ページをご覧ください。図面ということでお示しさせていただいています。
盛土は、道路の縦断勾配、それと交差する道路などにより高さが決まってきます。盛土1段あたり、上の方で1段、下の方で2段いうことで示していますが、高くなると3段であったり、4段であったりと、そういったことになってございますが、盛土1段あたり高さが5mから7mという高さで構成されております。
今回、中部横断は、あくまで現段階での想定ではございますが、1段から3段の盛土が想定されております。最も高いところでだいたい15mぐらいを想定しています。
盛土につきましては、道路土工指針といった指針もございまして、安全に設計、施工ということで行っていきたいということで考えております。
盛土の場合につきましては、普段目にするかと思いますが、植栽などの緑化が可能というところで一般的には言われております。
8ページの方ご覧ください。
次に、道路と道路が交差する場合について、というところの事例になっております。
道路には、一般的には、高さの基準として、建築限界というものが設けられております。これは、例えば道路が交差する場合、下の道路の上を通す場合、約5m以上の上に設けなければいけないということになっております。
そういったものを踏まえて、一般的には交差する場合に橋梁であったりとか、カルバート、よくボックスカルバートとか言いますが、そういったところの処理になります。
次のページをご覧ください。
次に切土やトンネル構造というところの事例となります。
一般的には道路構造というところになりますが、道路構造として勾配等が決まって

ございます。そういった場合、どうしても山を削らなければいけない、のり面を削らなければいけないと、という場合が出てきます。その場合、道路上の土かぶり、そういったことが少ない場合については切土、土かぶりが大きい場合についてはトンネル構造と考えられます。

ただ一般的な考えであって土質であったり、発生した土を盛土に転用するなど、コスト的な話しであったりとか、そういったものにも配慮しながら、そういった構造については、検討していくことになります。

次のページお願いします。

次に橋梁について、先ほど道路と交差する場合、橋梁ですとお話をさせていただいておりますが、そういった交差する部分以外、河川とも、当然交差する場合は、橋梁になります。また道路と河川、並行して連続する場合など、様々なケースがありますが、そうした場合には、同じ橋梁ではあるのですけれども、連続橋という形にもなっております。あと、下の方の写真がございますが、谷地形、急峻な谷など、そういった場合にも、連続した橋梁など考えられます。

今ですね、盛土であったり、橋梁であったりとか、土かぶりであったりとか、構造について、事例をお話ししましたが、冒頭に説明したとおり、都市計画、環境影響評価の手続きを踏まえ、事業実施段階において、測量や地質など必要な調査を行った上で、詳細設計を行い、関係機関協議、そういったものを行いながら決めていくということになります。

説明については以上となります。

【質疑応答】

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。道路構造について説明がありました。

この道路構造につきまして、質疑応答となります。

ご質問のある方については、挙手にてお願いをいたします。

（質問）参加者

すみません。長坂に土地をお借りしているのですけれども、うちのお借りしている土地の目の前が、土手になるのですけれど、盛土の構造になるのですけれども、盛土の側面というものは基本的には草になる、写真に出ている様に草になる形なのでしょうか。

また、草になった場合には、例えば年に何回草刈りだったりだとか、移管に関することも私たちに話しがあるのでしょうか。

（回答）甲府河川国道事務所

すいません。先ほど言ったとおり、構造については、これから具体に設計やったりとか、地質調査やったり、決まってくるわけですが、一般的な事例からいたしますと、盛土はよく緑化されますが、環境アセスの中で、環境に配慮という事項がございますので、そういった場合、のり面の緑化とかも考えられます。

そういったことにつきましては、今後予測ですね、環境影響に対する予測であったりとか行った上で、必要な措置として、防草対策といったことが考えられます。

ただ、おっしゃられる、草が生えたりということもございます、この道路がというわけではないのですが、一般的に事例として、なかなか管理にお金がかかることなので、例えば、のり面の低い部分については、草が生えないようにして、少し高い位置、草が生えても道路側に崩れないようにする、といったこととか、いろんな対策があるのですけれど。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。他に何か道路構造について、ご質問がある方…、よろしいですか。

それでは次に、4 の手続きの流れについて山梨県から説明を求めます。

４、【手続きの流れについて】山梨県

資料 11 ページをお願いいたします。

ここからは手続きの流れということで、説明をさせていただきます。

この上の段に、青く囲っております「環境影響評価の手続き」、また、下の方にオレンジ色で囲ってあります「都市計画決定の手続き」といったもの、これがそれぞれ並行して、手続きを進めるものでございます。

まず最初に、上の段、「環境影響評価の手続き」について説明させていただきます。まず、この一番左に薄く黒く塗ってあるのですが、「計画段階評価」、これに関しましては、「事業着手」、一番右にございます、緑色に塗ってあるのですが、これは実際、国が整備を行うことになった場合、この直前で新規事業の評価といったものを行います。

この事業がどういった事業効果があるかといったものを行うのですが、そういった新規の事業採択の前、あくまでもこの計画段階において評価を行う、文字どおり計画段階評価ですが、これを国が平成 22 年から行っているところでございます。

こういったものを検討いたしまして平成 27 年なのですが、2015 年、この真ん中の「対応方針の決定」、青い二つ目のところでございます、この「対応方針の決定」が 2015 年、平成 27 年に行われています。この間、「配慮書」という手続きを行ってきたところでございます。

その後、環境影響評価におきましては、どのような項目や方法で調査・予測・評価を行うのか計画を示したもの、青色に三つ目でございます、「方法書」という手続きが令和元年、2019 年に行っております。

その後、また、右に行きまして「調査・予測・評価」と書いてありますが、こちらのうち、まず調査に関しましては、令和 2 年、2020 年から現地調査を行っております。

今後、この続きます、この「予測・評価」の検討結果や考え方を取りまとめました、この赤く囲ってあります、「準備書」と書いてあるのですが、この「準備書」の手続きを行いたいというふうに考えております。

そして、この「準備書」に対します知事意見、また住民の皆様方からのご意見を頂戴いたしまして、検討いたしまして、必要に応じこの「準備書」の内容を見直しまして、最終的にはこの一番右側、赤く囲って、青で「評価書」と書いてあるのですが、この段階に進めさせていただきたいと考えております。

次に、この下のオレンジ色の部分、「都市計画の手続き」について説明をさせていただきます。

都市計画原案の「説明会」、先ほど来、冒頭、市の方からご紹介いただきました、昨年の 10 月に原案の「説明会」、このオレンジ色で申しますと二つ目のところなのですが、「説明会」の方をさせていただいております。今後、原案につきまして、住民の方々が公開の場で意見陳述を行います、この「公聴会」、赤く塗ってあるところなのですが、この部分を今後開催させていただきたいと考えております。

こちらの方、都市計画案、この次の二つ目の赤いところ、「都市計画案の作成・縦覧」と書いてありますが、この都市計画案を作成いたしまして、その案につきまして改めて皆様方からご意見を頂戴いたしまして、三つ目の赤く囲ってある「都市計画審議会」と書いてありますが、こちらの都市計画審議会の方に皆様の頂いた意見なども提出させていただきまして、都市計画審議会の審議を経まして、「都市計画決定」の運びに進めさせていただきたいと考えております。

こちら都市計画と環境影響評価手続き、こちら並行してそれぞれの手続きを終えますと、一番右側にございます「事業着手」、事業予定者であります国の方が、事業着手していただく段階の手続きが整うというような形になります。

以上で手続きの流れの説明を終わらせていただきます。

【質疑応答】

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。手続きにつきまして、ご説明をいただきました。

この件につきまして何かご質問がある方は挙手してお願いをいたします。

（質問）参加者

ちょっとお聞きしたいですけれど、去年の 10 月の新聞に載って、ちょうど来月でまる 1 年経つわけですが、今年の 1 月のはじめですか、それにも行って、説明お聞きしたのですが、2 年ぐらいかなという話しを聞いた記憶がちょっとすみっこに残っているのですけれど、去年の 10 月に新聞紙上に載って、来月でちょうど 1 年経つわけです。

何を基準に 2 年とおっしゃったのか、ちょっとクエスチョンなのですけれど、都市計画決定、なんか重要なことだと思うのですけれど、どのくらいの目安での、ある程度考えがあるのでしたらお聞きしたいのですけれど、よろしくお願いします。

（回答）山梨県

山梨県から回答させていただきます。

ご質問いただきました、おっしゃってくださったように、今年の 1 月に説明コーナー、パネルを展示いたしまして、まさに皆様方と直接対話形式で説明させていただきました。その際、我々職員の方から説明させていただきました。

この都市計画決定まで、一概に何年という基準はないのですが、皆様方から頂戴した意見をとりまとめしながら手続きを進めさせていただくわけですけども、一つの目安として、県内では新山梨環状道路という大きい甲府市を中心とした 43 キロの自動車専用道路の整備を進めております。

そういった自動車専用道路などの過去の事例を見ますと、原案の説明会、この昨年にしました 10 月、昨年の 10 月ですが、説明会から都市計画決定まで過去の事例を見ますと、概ね 2 年から 3 年かかっているというとこでございます。

ただ、手続きが順調にいった場合でございますので、今おっしゃってくださったように、すでにもう 1 年経過してございます、残りの 1 年、2 年で終わるかといいますと、我々皆様方からこの計画を進める中で、頂戴する意見を取りまとめしながら、この計画に反映させていただいて手続きを進める形になりますので、一つの出発点とすれば原案の説明会から概ね 2､3 年と説明をさせていただいたということでございます。以上です。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

他に手続きに関してご質問のある方、よろしいですか。

（質問）参加者

すいません。長坂町の（氏名）と言います。

こちらに都市計画決定の手続きというふうになっているのですけれども、そもそも北杜市に都市計画がないのですが、何故、都市計画道路を北杜市に決定する必要があるのでしょうか。

それは、前々から聞いているのですが、ちゃんとした回答をいただいたことがなくて、都市計画って、都市計画があるところに道路を決定するものですよね。

何故、この北杜市、都市計画がないところに、沿線だからという話しはいつもされるのですけれど、そこら中全部沿線だらけではないですか、だけれど何で、わざわざ山梨県が出てきて、都市計画決定をするのでしょうか、都市計画がないというのに。

明確なご説明をお願いします。

（回答）山梨県

はい、ありがとうございます。

そのような質問、同じような回答してしまっているところがございますが、まず、中部横断自動車道、こちらに関しましては、それぞれの事業効果ありまして、この中部横断の位置付けが、産業、また観光振興にも寄与する道路でございます。

先ほど冒頭、私の方で説明させていただきました、素案について、どんなことを確認したのかということの中で、総合計画とか、マスタープランといったものをチェックしたと申し上げさせていただきましたが、こういったものの中で、この中部横断自動車道というのは、県内外の地域間の交流、これを促進させるという道路で位置付けさせていただいております。こういったもので、本県の発展には欠かせない重要な道路と位置付けさせていただいております。

そういった道路を整備するにあたっては、都市計画の手続きを持って、用いさせて

いただきたい、というふうに考えております。
この都市計画の手続きを用いることによりまして、段階的に整備を進める中で、区域、道路の幅といったもの、どこを通るか、といったものが、計画の手続きの中で皆様にお示しさせていただけることが可能となります。また、こういった道路ができることによって、周辺の土地利用、こういったものをどのような土地利用をするのかといったようなところにも反映できると考えております。
　またこのように都市計画手続きというのは、段階を踏んでそれぞれお示しさせていただきます。
そういったところで、住民の皆様方にその段階段階におきまして計画を見ていただきまして、住民の皆さん方の理解も少しでもスムーズに図れれば、というふうに考えてございます。
こういうような、それぞれの事業を都市計画を用いることによって効果がある、そのように考えているところでございます。
ありがとうございます。以上です。

（質問）参加者
　すみません、いつも同じような回答なのですが、山梨県としては、この事業にかかる総事業費というのはどのぐらいを考えていらっしゃるのでしょうか、というのも、おそらく 2,000 億くらいと聞いているんですけれども、その 4 分の 1 の約 500 億以上を山梨県が負担することになるというふうな話しも聞いています。
　それを含めたところで、費用対効果とか、事業効果、あと総合計画に資するかどうかとか、そういうことはどういうふうにして評価をしていらっしゃるのでしょうか。
　口で言うのは簡単なんですけれども、例えば、こちらが情報公開請求をすれば、そういった検討をした履歴が出てくるものなのでしょうか。
その辺も含めてご説明していただきたいのですが。

（司会）北杜市
　はい、すいません。質問の趣旨はわかりましたけれど、今、手続きの流れについて

ご質問をいただいております。

その他のところでも、またご質問を承りますので、その時にお答えをしたいと思います。申し訳ありません、手続きの流れについてご質問をいただいております。

（質問）参加者

今回、説明会をやっていただいているんですけれど、今後、公聴会に移るというふうに書いているよね、これで、もう説明会はお終いなのか、どこまでいったら公聴会に移るのか、見通しというか、目安というか、それがあったら是非教えていただきたい。

（回答）山梨県

それでは県の方から説明させていただきます。

まず、先ほど来から説明していますとおり、1 月に説明コーナーという形で対話形式の説明をさせていただきました。

また、しばらく時が経ちましたので、また、皆様の不安の声というのが市に届いたということの中で、市からの依頼で、こういった説明会を開催させていただいたところでございます。

今回、この 3 回、各地区を持って、説明会をさせていただいたところを、まずは一つの区切りとして、また次の、先ほど言った公聴会の他、次のステップでまた新たな情報等が出てくる中では、随時に、また説明コーナーとか、対話形式の方法であったりとか、説明会ということも、また考えていきたいと思いますが、まずは次のステップに進みたいと思っております。

先ほどお話しをいただきました公聴会につきましては、まず昨年の 10 月に開催させていただきました説明会、これにつきましては都市計画の原案の中身を、まさに皆様方に説明する、また意見をいただき、回答はさせていただくのですが、公聴会というものは、この都市計画の原案につきまして、住民の皆様方が先ほどお話しさせていただきました公開の場で意見陳述していただきます。この都市計画決定の手続きにおきましては、公聴会、住民参加のためには我々速やかに開催したいと考えております。

ただ、どういった段階なったらやるのかとか、そういったことの基準があるのかと言うと、例えば説明会何回やったからやろうとか、そういったところはございません。

ただ、私どもとしますと、この公聴会には、皆様方の意見を公開の場で述べていただきまして、先ほど説明させていただきました都市計画決定前の手続きの都市計画審議会といったものに諮らせていただきます。

皆様方からいただいた意見は、個人情報を伏せた形で公開させていただきますし、そういった中でも我々都市計画決定権者も見解といった考え方を加えさせていただいて、都市計画審議会に諮らせていただくような形になります。

そういったところで、この公聴会の方はできるだけ速やかに開催させていただきたいと考えておるところでございます。以上です。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございます。

（質問）参加者

すいません、回数についてはわかりました。公聴会、こういうふうに北杜市の中でやっていただけるのか、まさか甲府に行ってくださいとか、そういうことではないですよね。

（回答）山梨県

場所に関しましては、できるだけ地元の適切な場所を用意したいなと、いうふうに準備しているところでございます。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

（質問）参加者

道路手続き上のことですので、お話しをしたいと思います。

私くし 12 年ぐらいこの問題に関わらざるを得なくなって、当事者になりましたので、もうずっとやってきているんですね。

この 60 代の人生っていうのは、これにかかりきりでした。大変な人生の、ひどい状況になりました。はい。

それで、今手続き上のことなので、私くし長野県側の手続きの状況と住民への対応と、それから山梨県側を調べてみたんです。山梨県のホームページを調べました。それから、それに対比して山梨県の側の住民への対応を調べてみました。

それで驚くべきことに、去年の都市計画原案が公表する、される直前に、山梨県側は 2012 年に 1㎞帯に絞り込まれたんですが、長野県側は 2018 年の 7 月にようやく 1㎞幅ルート帯とすることを決定しているんですね。

もう初めの初めから、そういうふうな差別、公平性を欠くような動きが、山梨県側と長野県側に起きていると。

そして、私達は 1㎞帯の中に入ってしまいましたから、ずうっと大変な思いをしていろんなことで心労が大きく、この取り組みを続けてきたわけです。

それで長野県側を見ますと、それがきちんと住民への勉強会という名称で 2016 年に、何回ですか、これ 5 回も行われているんです。

この膝詰めの意見の取りまとめのこういう場が、5 回も開催されているんです。しかも、次に、中部横断道未来会議と言って、南牧村、川上村、小海町等々で、しっかりと財産区の方や商工会や観光協会や、ルート帯に関する住民団体や村内有識者を交えた話し合いが、検討会が、3 回 4 回行われているわけです。

そうしてさらに、これ山梨県で行っていませんよ、中部横断道長坂八千穂長野県区間に係る計画調整会議、3 回も行っているんです、長野県側は。

そして私、山梨県側調べたんですね。調べたら、この全てやってないんですよ。

今日やっていることが、充分にやっているような話しを県はしていますけれど、北杜市を、北杜市の現場の建設部の人たちが、尽力して、今回、こういう場が設けられたわけですよ。山梨県は、一度もこんなことしてないでしょ。

これは、ホームページで公表されています。
　そして、住民の意見を全部長野県はホームページで全部見られるようになっているんです。ご覧になっていただければいいと思いますよ。
初めてですよ、北杜市さん、山梨県がここで行ったのは、だからまだ充分ではありませんよ。公聴会のことを、先走りして言っていますけれども、充分じゃありませんよ。
　これからもさらに、長野側の県民が保障された場を、山梨県の県民に対しても公平性を欠くことなく、こういう場を何回かやっていただきたいと思います。
それはどうなんですか、手続き上のことでずいぶん公平性を欠くような差別的な対応ではないですか。
長野県がやっているのは普通の対応です。普通なんですよ。
　では、山梨県はどうしたのですか。都市計画決定権者。それはもうホームページ見れば、明らかなんですよ。それでも北杜市が何かやりましたって言ったら、推進ありきの会なんですね、……。推進ありきの会なんです、それで…。

（司会）北杜市
　スケジュールのことだと思いますので…。

（質問）参加者
　いえ、手続き上のことなので、これはもうきっちりと、これ明らかなんです。ホームページで調べましたから。これ、比較表作りましたから。

（司会・回答）北杜市
　はい、わかりました。先ほど、県からありましたように、これから後、情報を出していく場としまして、説明コーナーということも設けるようでございますので、そういったものも参考にしていただきたいと思います。

（質問）参加者

ですから1、2年とか言わないで、きちんと意見を取りまとめられるような場を丁寧にやってください。充分じゃありません、充分ではありませんから。
やっていただきたいと思います。

（司会・回答）北杜市

はい、他に質問のある方、ございますか、よろしいですか。

それでは、次の5番の「用地の補償」について説明を甲府河川国道事務所からお願いします。

５、【用地の補償について】甲府河川国道事務所

12ページをご覧ください。

用地補償の流れということで、まず手続き上ということで話しとなりますが、事業着手いわゆる事業化ですね、事業化された段階、事業化後の話しになってまいります。左側に番号が振っていますが、手続きの流れとしては、①から順番にやっていきます。

初めに事業着手とのところで事業化後のことになりますが、初めに事業計画の説明を皆様に行います。

用地補償の前には、まずは測量や調査を行うこととなりますので、計画の概要、施工計画などを説明します。
まだ、これから測量をやったり、地質調査しますが、そのための調査を行います。

説明後、現地状況の詳細を把握するための測量や地質などの調査を行います。
そのデータをもとに、詳細設計を行い、設計図を作成することとなります。
それが③番ですね。

設計図が出来たら設計図を基に関係者や地域の皆様に具体な説明を行っていきますが、この際に用地補償に関する考え方についても、説明を行います。それが④番で

す。

次に⑤番になります。事業に必要な土地の範囲を実際に、現地に示すために、用地幅杭を現地に打ちます。先ほど、図面のお話しさせていただきましたが、必要な幅というのが決まった段階で、現地の方に杭の方を打たせていただいて。

⑥番、範囲を示し、皆様からお譲りいただく土地の面積、移転していただく建物、塀や看板などの工作物、庭木や果物などの木立など、調査します。お庭にあるもの、そういったものを調査します。

調査が終了しましたらお譲りいただく土地や移転していただく物件の数量などについて、そういったものもありますので、調書を作成し、内容を皆様に確認していただきます。というような流れです。それが⑦番となります。

ご確認いただいた調査結果をもとに、適正で公平な補償を行うため、事業者が定めた「補償基準」により補償金を算定し、補償内容について説明します。

次に、補償内容、建物移転、土地の引き渡し等、ご了承いただきましたら、書面で契約、事業用地の登記簿手続き等ありますので、そういった書類を提出していただきます。それが⑨番です。

⑩番で、契約後となりますので、建物、工作物、木立などを移転し、皆様から土地を引き渡していただきます。最後に、土地の引き渡しが完了し、補償金のお支払いとなります。というような流れになります。

なお、一般的な考えで、下に注意書と書いてございますが、前払い等の考え方もございまして、前払い、そういった話しを聞いた中で、ご契約という流れとなります。

通常の流れとして、こういった流れとなります。説明については、以上となります。

【質疑応答】

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。用地の補償について説明をいただきました。

この用地の補償について質疑応答に移らせていただきます。ご質問のある方については、挙手でお願いいたします。

（質問）参加者

長坂の（氏名）です。よろしくお願いします。

ちょっとお聞きしたいんですけれど、まだ、橋梁なのか、盛土なのか、わからないということで、色々なことがわからない状態で、もう少し聞きたいんですけれど、今日の段階で、始まりまして、この契約とか、説明とかという段階になるまでなんですが、これ、どのくらいになるのですか。何年かかるとか。

事業着手になってから、ちょっと色々な説明を聞いた時、事業着手になるまで、約8年、早くて8年かかると、そこからここまで来るのに、だいたいどのぐらいかかるのですか。

（回答）甲府河川国道事務所

先ほど、都市計画であったり、環境影響評価であったり、そういった手続きの流れがございます。その後、事業化ということになりますので、何年か、その何年かというのは、今日、この段階で、…。

ごめんなさい、どのくらいかというのは、ちょっとお示しできない、ただ、事業化後に初めに必要な調査であったりとか、図面を作りますというお話しをさせていただいたと思いますが、それらにだいたい、また、いろんなケースがあるので、一概には言えないですが、2、3年は、設計やったり調査やったりとか、そういったところでかかるかなと思います。

その後、用地買収については、正直、それぞれ個々の事情、大きさであったりとか、移転の数が違ったりとか、もしかすると交渉ごとになるので、ちょっと具体な年数は、お示しできないですが、数年はかかってくるのではないかなというところで考えております。

ちょっと、はっきり何年、何年とか言えなくて、ちょっと申し訳ないですが、そういったところになってくると思います。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

他に、用地の補償について…。

（質問）参加者

高根町の（氏名）といいます。

用地補償の話しですけれど、唐突に出たわけですけれど、こういう話しがなんで今の段階で出てくるのか、よくわからないですよね。

それで、ちょっと説明されたので、言いたいのは、補償の説明ですけれども、これ補償基準っていうものがあります。これが12年前ですと、山林が500円、畑が8,000円、それから宅地が18,000円、そういう基準が出ていましたけれど、あれから12年だから地価が下がっていますよね、そうすると安い値段で、買い叩くというようなつもりなのですか。

それと後は、用地買収について、やっぱり、そこの住民、所有者の了解とか、合意がなければ進められない話しですよね、今、そういうふうな合意とか了解は、この北杜市ではとれているというふうに理解しているのですか。

（回答）北杜市

すいません。

用地補償の、何故、ここで用地補償の話しかということですけれども、説明コーナーであるとか、住民説明会の中において、やはり身近な問題として、この赤いルートにかかっている方について、用地補償についてのご質問も多かったことから、今回、県にお願いして、細かい説明をしていただいたということでございます。

（回答）甲府河川国道事務所

補償基準につきましては⑧番で、後ほど説明ということで、補償の基準がございますので、それに則って算定した上で、ご説明させていただくような形となります。

（司会）北杜市

はい、よろしいですか。

他に、用地の補償について、ご質問が、よろしいですか。

はい、それでは、今までの用地補償についての説明と、質疑応答が終わりました。

ここで、その他でご質問を受けたいと思います。

その他、何か、先ほど、その項目ではないところで、ご質問をいただいた方がおりますので、その他でありましたら、挙手にてお願いをいたします。

６、【その他】

【質疑応答】

（質問）参加者

環境影響評価の手続きということで、説明がありましたけれど、今も環境影響評価の最中ということでいいですか。そういう位置付けですよね。

（回答）山梨県

そうです。調査が終わったところでございます。

ただ、継続的な状況調査が必要なものは、引き続きやっているのですが、調査が概ね終わっているところでございます。

（質問）参加者

先ほど、私、言った中で、特にですが、市役所からいただいた資料がありますけれど、その中で、謳っている項目があります。

ちょっと読ませていただきますが、環境全般においては、道路プランの中に環境全般においては、市内の集落、住宅地等の地域分断への影響軽減対策の実施、それから道路構造に関しては、八ヶ岳をはじめとする市内から眺望できる山岳、里山景観や豊かな自然環境への影響を軽減する道路構造の検討。

もう一個、市内の集落、住宅地等をできる限り回避したルートの計画。

それからもう一つ、最後に、周辺景観と調和した橋梁形式などの採用。

という形で、いただいた資料の中に謳われております。先ほど、私が言いましたが、私の地域に関しては、これ全部当てはまりません。そこをよく認識していただきたい。

（司会、回答）北杜市

はい、ありがとうございました。

道路プランの、5項目の項目について、ご意見をいただいたという認識でございます。

その他についてありましたら…。

（質問）参加者

はい、先ほど、買収の基本的な考え方ってあるんですか。

あるのであれば、オープンにしてほしい。オープンできることあるんですか。

（回答）甲府河川国道事務所

すいません。買収の考え方というのは、例えば、補償基準とか、そういったことを言われていますか。ではなくて、流れの話しですか。

（質問）参加者

先ほど、ちょっと話ありましたよね、畑だったらいくらとか、そういうものはあるんですか。

（回答）甲府河川国道事務所

補償基準はございます。

（質問）参加者

それはオープンできるんですか。

（回答）甲府河川国道事務所

すいません、オープンできるかどうかは、ちょっと確認してみないとわかりませんが、基本的にはご契約時にどういう基準を基にやりましたということをお示ししなければいけないので、ただ、今日、この場で、補償基準をお示しするということは難しい。

契約事でありますので、当然どういう判断、どういう基準で算定しましたよというお話しはご説明しなければいけないと思っていますし…。

（質問）参加者

そしてあの、古い家があるよね。リホームとか何かしているわけですね。その扱いはどういうふうに捉えているのですか。

（回答）山梨県

山梨県でちょっと補足説明させていただきます。

先ほど、ご質問があったのは、先ほど前の方がおっしゃった単価の話しが出ましたので、その単価についてだと理解しました。

それで、単価というのは、ここで示してあります補償の説明⑧とか、⑨の金額、こういった時点で、実際、例えば買収させていただく近隣の土地の売買事例とかそういったものの買収をお願いする時点で、お金を決めさせていただきます。
ですので、今の時点で聞いている中身が、買収単価がいくらかってことは、買収させていただいた時期にならないと決定できないところでございます。

ただ、国交省さんが先ほど説明したのは、その単価を決めるにあたって、どういうルールで算定するのかといったことは、その算定基準というのがあるのですが、その金額自体は、その買収をお願いする時にはじめて算定するものでございます。

あと、建物なんかは、先ほどリフォームとおっしゃったんですが、実際買収させていただくときに、お願いするにあたりまして、建物の調査、例えば、お家（うち）がどのぐらいの大きさの柱があるとか、その柱がお家（うち）をつくって何年かたっているとか、そういったものを調査させていただいた上で、補償額を算定させていただ

くような形となります。
　ですので、リホームして何年たって今買収お願いしているのか、といったようなところも調査しながら、補償させていただく金額等を出せていただくところであります。以上です。

（質問）参加者
　そうすると、リホームした時の何か書類をとっておいた方がいいわけですか。
　具体的なものあるのですか。

（回答）山梨県
　いずれ、建物の補償を算定する専門業者がそれぞれ中身を見させてもらいます。ですので、そういった設計図ですとか、リホームするときの図面なんかあると、大変参考にはなるのですが、仮にそういった書類がなくても、現況、お家（うち）の中に入らせていただきまして、それぞれ柱、例えばどれぐらいあるかとか、引っ越し代どれぐらいかかるかとか、そういったものも全部調査をさせていただきますので、もし、そういった書類がなくとも、現況の中身を見させていただいて、補償額を算定させていただくというところでございます。

（質問）参加者
　前回聞いたら、見積書を用意しておいてほしいと話しがあったのですが、それは必要ないのですか。

（回答）山梨県
　算定をさせていただくときに、そういった見積書がもしあれば、大変参考になると思うのですが、仮になくても現況を見させていただいて、これが何年たっていて、施主さんから家を建てて、何年だよ、リホームして何年だよというような経過年数も聞き取りさせてもらいながら、お家（うち）の中も見させてもらいながら、算定するような形になるかと思います。

（質問）参加者

ですから、そういうものが、事前に、そういうものを必要ですから、用意してほしいと言わないのは、不親切じゃないですか。それを聞いているわけです。

先ほど、いろいろありましたよね。…（注）でした。

ですから、最初聞いて、市が関与するって大変良いことなんですよ。

市がっていうのは我々に身近に、ですから敵対するのではなくて、住民側に聞いて、市が国と県によく、調整する役割で来たのではないのですか。

…（注）何かうまくまとめようと話しをしているようだよね、せっかく皆さん来てるわけですから、イエスかノーではなくて、情報を聞きたいわけです。

それを…（注）から聞きたいと思ったんですよ。…（注）しても話しを途中で切っちゃったので、そういうことだったら、逆効果です。せっかく、こういう会を催したわけですから。

そういう立場でやっていただければ、よりうまく進むのではないですか。

（司会、回答）北杜市

はい、ご意見ありがとうございます。

市としましても、これからも丁寧に説明をしていきたいと思います。

ご意見として伺いました。

他に、ご意見のある方、お願いをいたします。

（質問）参加者

もう、時間もなくなってきたので、しっかりと確認したいですけれども、今は、都市計画原案の段階ですよね。原案の段階ですよね。県庁はどうですか、原案の段階でよろしいですよね。

原案の段階ということは、それから今日はいろいろ事例が出ました。地域の深刻なご意見とか、そういうこと、実情が出ているわけですよね。私くしどもの地域も色々

※（注）4 箇所：録音不明瞭により、聞き取りが出来ませんでした。

影響を受けますので、原案であるということは、変更があり得るということですね。

（回答）山梨県

変更があるかないかということを言われれば、変更があるという可能性はございます。

（質問）参加者

そうですよね、これ長野県も変更があり得るというふうに、資料に書いてありますからね。では、今の原案と言うのは、決まったわけではないですよね。

今後も、こういうふうに継続的に、現地を一番わかっている北杜市が、しっかりと直接的な対応しながら、住民に対して、住民の意見とか、そういう心配事とか色々なものを、とりまとめていただくんですね。いただけるんですね。地元に応じて。
それが心配ですよ。

それでなんか今日、手続き上、説明会、地域での説明会やったから、3回終われば次に進み行くみたいな話しは、今の段階では、ないですよね。
原案の段階ですよね。何度も聞きますよ。変更はありうるですね。

（司会、回答）北杜市

先ほど、県で、そういう発言もありましたので、そういうふうに捉えております。市としましても、いろんな意見がございますので、できる限り、それに対応するような形を取らせていただきたいと思います。

これはもう、国、県と足並みを揃えた形になりますので、当然、国、県の方の協力を得られなければ、なかなか思いが伝わらないということもありますので…。

（質問）参加者

これ、最後に念を押すのは、先ほどもお話しで出たように、環境影響評価の調査というのは国交省はやっているんですよ、今、現。それでコンサルタントにアンケート調査をやらせているんですね、もっと色々なアンケートの結果が出ているんですよ。

しかしながら、私はとてもおかしいなと、国民として、県民として、市民としておかしいと思うのは、都市計画原案を公表されるときの原案に、道路とか河川の関係は市に確認したと言うんですよ、国交省。しかしながら、一番住民にとって、別荘所有者にとって、地域の居住者にとって、大事な自然環境、生活環境のアセスが、アセスの結果が、どれほど都市計画この原案に反映されているかって言ったら、さっきの方のマスタープランのお話しのとおりで、反映されていない可能性が大なんですよ。

それから先ほど言ったように、配慮ポイントの現地においた実情に基づかないところがポイントとされていないものだから、現在住んでいる集落や住宅地が直撃を受けていると、いうような状態なので、これまた今後も継続して、この住民の意見、別荘所有者、二地域居住者の意見を聞いて、今後、継続していただけますよね、長野県のように。

長野県は何回やっていると思うんですか。南牧村では、牧村の人に聞いたら、南牧村が、マイクロバスを用意して、村の住民を、その計画地域をずっと一緒に廻って、そして、最初は高架だったんです。それが最終的に都市計画原案を発表する前に、滑り込みで、開拓している村の人たちの実情やいろんな町民や皆さんの意見を聞いて、トンネルにしたんです。

その経過を山梨県は踏んでいました？、ここで。北杜市ではやってないでしょ。

そのことを私は知った時に愕然としたんですよ。それで、長野県の南牧村は最終的に、都市計画原案を発表する前に、トンネル工法に変えたんですよ。

今までの工法だと優良農地の高原野菜の畑、開拓者が開拓して、一生懸命耕していた優良農地で、一生懸命働いて、税金一生懸命納めている人たちですよ、農民の方たちは。そういう人たちの意見をぎりぎりまで聞いたんです、長野側は。

ほんとにもう一度言いますよ、私は愕然としました。しかし、北杜市側のこちらは推進ありきで、推進の考え方もいいですよ、私たちは慎重にした方がいいと思っています、こんな問題がいっぱいあるから、知っていましたから。

だけれど、結果的にこうなったではないですか。配慮ポイントのことにしても、環境アセスにしても、後回し、こういう状態になっているので、せめて今からでも長野県がやっているように、地元住民、直撃を受ける当事者住民や別荘所有者やそういう

人たちにしっかりと意見を聞いてほしい。希望を聞いてほしい。

そして、心配していることを聞いてください、そして、そういう影響がどうしたら解決できるのかというのを考えてほしいですよ、行政として。

そのことについて、北杜市も、地元自治体ですから、責任を持って、今回のように、こういう場をきちんと地域の膝詰めで、やっていただきたいと思いますよ。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

いろいろご意見をいただきました。市としましても、説明会を今後も、14 日と、16 日、大泉、高根で、繰り返していきたいと考えております。

他に、その他について、ご質問のある方、お願いをいたします。

（質問）参加者

そもそも、この会場は、北杜市が主催なのですけれども、何故、山梨県と国交省が来ているのかなと非常に違和感があります。なぜなら先ほどから皆さんおっしゃっているように、地元自治体ですので、地域住民の声を一番聞いていただいて、それをまとめて、国に上げていただく、もしくは県に上げていただくのが、北杜市の役目ではないのかなと思うのですが、そういう場がこれまで持たれていてない。

それで、先ほどおっしゃっている方がいらっしゃいましたけど、活用検討委員会とか、数年前にやったんですけれど、その後、北杜市が国や県に対して、その活用検討委員会の内容を、浸透させるために、何か活動されてきたのかというところをお聞きしたいです。

せっかく、説明会をされても、先ほど別の方もおっしゃったんですけど、まるで国交省と山梨県に追随するような形で話しをまとめようとされている感じがすごくするので、できれば、地域住民と膝詰めでお話しするような機会を、今回は 3 回やりますけれども、それは決して膝詰めで話すような内容ではないと思うんですね。

地域住民の直轄の自治体として、しっかり住民の声を聞いて、国と県にお話しをしていただきたいということと、もう一つ質問なんですけれど、活用検討委員会数年前

に行われていますけれど、その後、北杜市として何か、国や県に動きをされたことがあれば、教えてください。

（司会、回答）北杜市

はい、ありがとうございました。

活用検討委員会ということですけれど、平成26年3月に、中部横断道を含めたまちづくりビジョンというものを作成しております。

また、ビジョンを基にしまして、細部に渡って、配慮する事項を取りまとめましたまちづくりビジョンの道路プランというものを平成27年に作成をしております。

先ほど、言われた方も、ワークショップへ参加をしていただいております。5回に渡って行われましたけど、延べ120名の方が、地域の皆さんが、共同でもって取り組んでいただいております。環境や暮らし、地域の活性化というようなものにつきましても、策定をしたところでございます。

それ以外にも、それを基にしまして、県へ配慮する事項について、25項目ほど挙げたものも、提出をしているというところでございます。

先ほどの活動につきましても、ワークショップだとかそういったものを改めてやってないところですが、要望を繰り返して早期事業に努めていただいているというところでございます。以上です。

（質問）参加者

終わりますけど、中身が問題なんですよ。

これやりました、あれやりましたって市民に言うのはいいですけれど、その中身を上に上げるのが北杜市の役目ではないのですか。

それをやったのかどうかを確認しているんです。もう何年もたちますよね。平成27年から、今もう令和6年ですよね。10年近くあるのに、その間に何をされていたのかということを聞いているんです。

（回答）北杜市

はい、どうもありがとうございました。

社会情勢とかそういったものについては、変化があるかと思います。

ですが、配慮事項そのものについては、普遍的なもの、培われたような歴史的なものを示しておりますので、そんなに、1年、2年で何か変わるというものを示していることではないです。

やっているか、やってないかというということであれば、そういうことになります。

（司会）北杜市

はい、他に質問がある方がありましたら、お願いします。

よろしいですか、時間も来ております。よろしいでしょうか。

はい、それでは、長時間に渡りまして、説明会へご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

（質問）参加者

すいません。言い忘れたこと一点だけ。

（回答）北杜市

はい、どうぞ。

（質問）参加者

今回の、地域限定した説明会の、記録の中で、色々な切実な、的を得た色々なご意見、色々な現状が報告されて、出されていますが、記録はされているんですよね。記録。

それから、記録は北杜市ホームページに公表してください。

山梨県、山梨県のホームページにもきちんと公表するように。

よろしくお願いします。

（回答）北杜市

はい、わかりました。

はい、ホームページへの公表ということでございました。

市でも本日の内容については、ホームページで公表を予定をしております。

また、今後、先ほど県からもありましてけれども、手続きの進捗に合わるような形になるかと思いますけれども、説明コーナーというものを考えているというところでございますので、ご参考にしていただきたいと思います。

先ほど言うようにホームページで、公開をいたします。ですので、参考にしてください。

（質問）参加者

県は、どうでしょうか。

（回答）山梨県

北杜市さんと同じように、今回の説明会の内容については、ホームページに公表させていただきます。ただしですね、あの…。

（質問）参加者

10 月の説明会の時には、長野県がホームページで公表しているからと言ったって、地方自治なのだから、山梨県は、長野県と同じようにやらなければいけないなんて、私は言われちゃったのですから、後ろにひっくり返りそうになったんです。
県職の方がそういうふうにおっしゃったんです。

ですから、今、市の部長がはっきり表明してくださったので、山梨県はあたり前のように公表しますね、情報管理しなければいけないわけですね、今日とても大事な意見が出ましたから、現状が出ましたので。公表してください。

（回答）山梨県

はい、わかりました。公表させていただきます。

ただし、個人が特定されるような表現というのは、控えさせていただいて、意見があったことを公表させていただきます。

（質問）参加者

当然です。個人情報保護は、当然です。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

長時間に渡りまして、地域の皆様にはご参加いたしまして、ありがとうございます。このことは、ホームページで公表させていただきたいと思います。

それでは、これを持ちまして、中部横断自動車道長坂八千穂区間の道路事業範囲に係る地区説明会の方を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。